

まもろうネットニュース第5号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：平成30年1月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）

「架空請求ハガキ」にご注意！ 無視してください！！

訴訟をほのめかすなどの「架空請求ハガキ」が送られています。登別市消費生活センターに寄せられた消費生活相談の件数は、昨年4月から12月末までの期間で175件あり、そのうち「架空請求ハガキ」に関する相談が51件あります。

同様の相談は、全国各地の消費生活センターなどの相談窓口にも多数寄せられています。ハガキによる架空請求の特徴として、「最終通告」「民事訴訟」「訴状受理」等の言葉が使われている場合が多く、最近の請求名目は「消費料金」といった漠然としたもので具体的な請求根拠は一切記載されていません。また、「法務省管轄支局 民事訴訟〇〇センター」など、公的機関だと勘違いさせるような名称が増えています。悪質業者は、架空請求ハガキを不特定多数の人に送りつけ、連絡してきた人をターゲットに、執拗に支払いを強要します。また、問合せなど連絡することで電話番号等新たな個人情報を知られることとなりますので、身に覚えのない不審なハガキが送られてきたら、無視してください。なお、不安に思う方は、登別市消費生活センターに連絡してください。

△SMS(ショートメッセージサービス)

を用いた架空請求の手口△

携帯電話に「有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡無き場合、法的手続きに移行致します。アマゾン〇〇」やヤフーなど実在する事業者の名称を告げたSMSに関する相談も多く寄せられています。聞き覚えのある事業者になりすまし、不安に思いSMSに書かれた電話番号に電話してきた消費者に「未納料金はコンビニでギフト券を買ってその番号を教えてください。」などギフト券番号を聞き出す手口の詐欺が横行しています。ギフト券はその番号を相手に教えただけで価値を相手に渡したことになり、騙されたことに気づいても取り戻すことは困難です。不審なSMSが届いても、事業者には連絡しないようご注意ください。

「お断りします！」～強引な訪問販売～

今年に入り訪問による強引な腕時計購入の勧誘について情報が寄せられています。

突然来訪した人から「腕時計を12万～13万で買わないか」と勧誘され、断ると「2万円に値引きする」と執拗に勧誘されたとのこと。断りきれず購入したケースもありますが、領収書などを発行しない手口のため、事業者について手がかりがなく泣き寝入りせざるを得ません。玄関は常に鍵をかける習慣をつけ、必要のない訪問販売は毅然と断りましょう。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(ワ)294 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月14日
法務省管轄支局 民事訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目8番1号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5877-5622
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

消費生活センターに寄せられた相談事例

Q : 1 回きりのお試しのつもりがいつのまにか定期購入に！

2 週間前に SNS(ソーシャルネットワークサービス)で「ダイエット用スムージーの 100 円モニター 300 名募集」と言う広告を見て、スマホ画面で相手とチャット(会話)を進めていくような形で申し込んだ。すぐに確認メールが来て、その 2、3 日後に 1 週間分のスムージーとコンビニ払いの用紙が届き 100 円払った。1 回きりのお試しだと思っていたら昨日、同じ商品 1 カ月分と約 7,000 円の請求書



が入った箱が届いた。不審に思い、インターネットで調べると、最低 4 回の定期購入で総額約 2 万 1,000 円の契約という書き込みを見つけた。注文時の画面や届いたメールには金額は 100 円としか書いておらず、定期購入になることは書いていなかったと思う。2 回目以降の商品は解約、返品したい。(20 代 女性)

A : インターネットなどを利用して商品を購入する通信販売は特定商取引法(特商法)で広告規制があり、事業者の名称や住所、電話番号、商品の価格等、返品可否や返品期間や条件、申込みの解除に関する事などを、消費者に分かりやすく表示するよう求められています。

当センターで相談受付時点での通販サイトの広告や申込み画面を確認すると、はっきりした文字で「1 回目は 9,800 円のところ 100 円」、また薄く小さい文字で「2 回目以降も定価の 40%OFF,定期コースは初回を含め 4 回の継続が条件」等との記載はありました。

しかし、その表示がされる前に「100 円モニターに参加」という申し込みボタンが何度も出現し、モニター契約と定期コースが同じコースであることが確認しづらく、確認画面でも合計金額が 100 円としか記載がなく、分かりにくい内容でした。

相談者には定期購入だと分からなかったので解約したいこと、今後の商品の発送を停止してほしいことを、事業者にもメールで送信するよう伝えました。

当センターから事業者に連絡したところ、チャット形式の注文画面に不備があったことを認め、2 回目の商品は相談者が送料を負担して返送することで契約すると提案がありました。

これに相談者が合意したため商品の返送を確認して終了しました。

商品を注文する際は、広告や申し込み確認画面で定期購入が条件となっていないか、それが条件となっている場合は、購入期間や支払うこととなる総額などの契約内容をしっかり確認しましょう。できるだけ、確認画面を記録しておくといいでしょう。

(道立消費生活センター発行「きらめっく」NO. 107から)

～介護職員等を対象に学習会を実施しました～



昨年 10 月 18 日、市民会館で登別市消費生活センター・社会福祉協議会・地域包括支援センターが共催し、介護事業所など、福祉・医療関係者を対象に「消費者被害に関する学習会」を実施しました。

この学習会は平成 25 年度から年 1 回実施しており、今回で 5 回目を迎えました。

今回の学習会では、高齢者の在宅率が高く「訪問購入」によるトラブルが多いことから、対策のポイントと注意点を伝えました。

続いて、住宅見取り図を使って消費者被害に気づくポイントを探すグループワークを実施しました。キッチンやダイニング、リビング、玄関先、住宅の外回りなどで消費者被害に遭っていると考えられる住まいの様子を抽出し、キッチンやリビングなどでは「不審な契約書や請求書が置いてある」「宗教的な開運グッズなどが大量に置いてある」などたくさんの意見が挙がり、見守り・気づき・つなぎの視点について学習し、理解と協力を深めました。



◇消費生活センターについて◇

消費生活センターは登別市役所 1 階 2 番窓口の市民サービスグループ内にあります。相談は平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで受け付けており、電話や来庁での相談対応を行っています。

消費生活に関するトラブルは、年々巧妙化し、被害額も大きくより深刻化しています。どこに相談してよいか分からないとき、契約や取引に関するトラブル、製品事故、多重債務などを窓口で受け付けております。

また、相談者のプライバシーの保護や相談しやすい環境に努めるとともに、高齢者や障がいをお持ちの方には、訪問対応も行っておりますので、お気軽にご相談ください。



▶登別市消費生活センター：☎85-3491

(消費者庁イラスト集より)

見守り 新鮮情報

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて**利用明細書を確認**したところ、**20万円**以上の請求があり、ほとんど**心当たりがない請求**だった。改めて以前届いた明細書も見直してみると、

約1年間で合計**60万円**ほどの**利用した覚えのない請求**があった。**不正利用ではないか**と思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。
(70歳代 男性)



クレジットカードの利用明細書は必ず確認しましょう

ひとこと助言

利用明細書は必ず確認！



見守るくん

- クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていたという相談が寄せられています。
- クレジットカード会社の調査等により、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。
- 利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け取った伝票等と突き合わせ、確認をしましょう。利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。